

日 時 令和4年11月5日（土）19:00～20:30

場 所 志津南まちづくりセンター大会議室

出席者 （会長）高田 （副会長）東川、渕側、松崎 （監事）四方

（町内会長）徳田、野瀬、中嶋、島田、藤井、森岡、西田、川田、田中、小原

（専門委員会委員長）谷、宮永、佐藤

（事務局）妹尾、長谷川 （欠席者）高田、摂津、井用、中村

〈敬称略〉

議事

1. 報告・連絡事項

（1）会長から

第20回ふれあい夏まつり以降台風や新型コロナ感染症で開催できていなかったが、今年度のふれあい推進委員会で協議の上、時期と場所を変更しロクハ公園スポーツ広場で「子どもフェスタ」を開催。大きな事故、怪我もなく終えられたことに実行委員、運営委員はじめ地域の方に感謝し、また来年度以降も協議し実施する方向でお願いしたい。

（ア）子どもフェスタ

宮永ふれあい推進委員会委員長より

10月30日（日）ロクハ公園スポーツ広場で開催した「子どもフェスタ」は晴天に恵まれ、皆さん方のご協力のおかげで事故なく、無事に終えることができました。ありがとうございました。

（イ）「新5ヵ年志津南学区まちづくり行動計画（案）」策定の中間報告

特別委員会の四方副委員長から別紙資料（資料1）をもとに説明。

・質疑応答

役員の複数年化、IT化、提案されていることを実施できる組織体制を考えていく必要がある。

（2）各町内会・各グループ・事務局から

環境委員会から…11/27「ごみ問題を考える委員会」各町内会長に案内

若草岡本西地区については、12月の一斉清掃に変える、手続きは事務局が行う
青少年委員会から…挨拶運動啓発活動の作品849点。12月の役員会で優秀作品を選考し、来年の
1・2月に表彰する。

追分鴨田から…12/3日（土）17:00～まちづくりセンターにて、1つ池の開発工事全般についての近隣
住民に説明会が行われる。

事務局から…（1）令和5年度の新役員名簿を年内に報告してください。

（2）各種団体は令和5年度の事業計画・予算（案）を1月中に事務局に提出して下さい。

（3）若草地区集会所管理の町内会（若草第1・3・5・6・7集会所）宛の別紙補助金申請
を一括して提出します。町内会角印（付箋箇所）を2通に押印の上事務局に提出をお願
います。（12日まで）。

2. 審議事項

令和5年度のまちづくり協議会会长候補者選考委員会からの結果について

東川まちづくり協議会副会長より報告

9月3日開催の第4回理事会で3年の任期満了に伴う現高田会長の後任候補者を選出するための選考委員会の立ち上げが承認され取り組んできた中、選考委員会（副会長3名）より四方道治氏が推薦された。

理由として、前年度まちづくり協議会副会長、現在のまちづくり協議会監事、また令和5年度からスタートする「新5ヵ年志津南学区まちづくり行動計画(案)」策定の特別委員会副委員長として各種団体とのヒアリングも積極的に行い、年内をめどに答申案を提出できるように取り組んで頂いている。

以上ことを踏まえ、志津南学区まちづくり協議会会則施行細則第6条により、令和4年11月5日の理事会へ付議することとした。と説明、賛成の方の挙手をお願いした結果、四方道治氏が会長候補者として満場一致にて承認される。

3. その他

若草三丁目町内会長より「若草三・四・五丁目通学路における児童の安全対策について

草津市との検討会議の結論に対する意見表明【要望】（資料2）

- 対象3町内の交通防犯委員で対策を考えることに異議あり、白紙に戻すよう提案、差し戻しとなる。
今後の進め方については、理事会で議論する。

▽ 特別委員会 これまでの検討経過

【検討内容】

- ・平成26年制定の「志津南学区まちづくり指標」、平成30年制定の「まちづくり行動計画」をベースに見直しを行い、令和5年度からの「新5カ年まちづくり行動計画」を策定。
- ・志津南学区まちづくり協議会の「事業の見直し」を行い、「新5カ年まちづくり行動計画」へ反映させる。

【検討スケジュール(当初計画)】

令和4年7月委員会発足～12月検討完了、理事会への答申案まとめ完了
7月～8月 基本検討、関連団体へのヒアリングなど
9月～10月 本検討
11月～12月 検討結果まとめ、答申案作成

【検討経過(11月5日現在までの実績)】

令和4年7月委員会発足

① 7月～9月 特別委員会メンバーでの過去ふり返りと今後へ向けた議論
(打合せ6回開催)

② 10月 関連団体へのヒアリング

10月11日 社会福祉協議会

10月12日 民生委員児童委員協議会

10月13日 体育振興委員会

10月17日 健康推進員連絡協議会

10月26日 環境美化委員会

交通防犯、ふれあい推進、青少年育成については特別委員会メンバーのため、ヒアリングは実施せず。人権教育推進はヒアリング未実施

(予定)11月～12月 上記①②を踏まえて、検討結果まとめ、答申案作成

特別委員会メンバー

役職	氏名	選出母体
委員長	高田憲一	まちづくり協議会会長
副委員長	四方道治	昨年度 まちづくり協議会副会長、現 監事
委員	高岡昭義	前回5カ年計画策定委員、現 社協事務局長
委員	井用浩介	交通防犯委員会委員長、まち協理事
委員	宮永俊昭	ふれあい推進委員会委員長、まち協理事
委員	佐藤恵子	青少年育成委員会委員長、まち協理事

「まちづくり行動計画」および「事業の見直し」 特別委員会 理事会での中間報告 令和4年11月5日

① 特別委員会メンバーでの過去ふり返りと今後へ向けた議論 の結果概要

前回(平成30年)制定のまちづくり行動計画に関して、この5年間、組織立ったふり返りがなされておらず、今回特別委員会で独自にふり返りをおこなった。結果として、大筋としては、前回行動計画の骨格となる推進方針は維持するが、大部分で道半ばの部分が多いため、実施内容について補強ないしは新たな要素を入れる方向とした。

新たな「まちづくり行動計画」へ向けて、特別委員会が9月末時点までの議論の結果として提案したい「新たな取り組み」および「従来取り組みの補強」の概要は、以下の通り

1) 方向のぶれないまちづくり実現のために、

「複数年の視点でのPDCA(計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Action))」
がやりやすい組織体制・役員任期への見直しを新たな取り組みとして追加。
具体的な方向性(案)は、

- まち協正副会長の任期を複数年化とともに、正副会長会議の権限・責任を明確化する。
- 専門委員会は、事務局の機能を、任期の複数年化を含め、強化する。

2) 地域情報共有のしくみ強化のために、

「IT化・ネットワーク化の推進」により、地域情報共有即時性とスピードアップを実現。
また、それによりWithコロナでも持続可能な地域活動の姿を実現する。これらを新たな取り組みとして追加。

具体的な方向性(案)は、

- まち協として、SNS等を活用したプッシュ型の情報発信を学区全体へ向けた情報共有手段として、仕組みを構築し普及を図る。
- HP(ホームページ)は、学区内と学区外の両方向へ向けた情報発信の要として、コンテンツを充実化させ、維持していく。
- リモート会議の積極導入を進める。

一方で、

「紙媒体での情報共有の重要性は維持」

特に、志津南Newsは、全住民に配布される重要な媒体として、今後も最大限に活用、充実化していく。

3) 学区住民の「安心」「安全」に直結する課題へのまち協としての対応強化

- 防災、防犯、交通安全、生活環境など、

学区住民の「安心」「安全」に直結する課題には、まち協本部がより強く関与。

- 関連の専門委員会・委嘱団体と連携し、的確な情報収集や、行政(市、県など)への働きかけ(要望)など、学区全体目線で取り組むべき事項は、まち協本部が主導する。

「まちづくり行動計画」および「事業の見直し」 特別委員会 理事会での中間報告 令和4年11月5日

4) 地域福祉をより充実化するために、

基本は、従来からの取り組み、既存のしくみ(市などから提供されたもの含む)に基づく活動。その中で、「地域ぐるみでの支え合い」を、各町内のご近所、町内会・自治会、学区全体(まち協)の全てのレベルで盛り上げていけるような施策を講じていきたい。新たに追加を提案する施策

- 学区全体での、ふれあいと憩いの場所づくり実現へ向けて、「地域の住民を中心に戸でもふらっと立ち寄れる場所」を共通コンセプトに、学区の各住民から最寄りの位置にある各集会所(会館)を活用して、そのような場所を作っていく。
- 敬老の日行事の方向性と位置づけの再確認
(⇒特別委員会では議論をまとめるに至っていない。関連団体へのヒアリングを通じて方向を確認していきたい。)
- 単身一人住まい高齢者等の見守り仕組みの充実化
「地域ぐるみでの支え合い」の機運を盛り上げる中で、市から提供されている種々の見守りシステムなど、既存の仕組みを浸透させフル活用していく。また、万一、認知症の人が行方不明になるなどの事態に備えて学区としての対応方法を整理しておくなど、最悪事態への備えもしっかりとやっていきたい。

5) 地域住民による青少年の健全育成の再活性化

従来から取り組まれてきている、青少年の見守りや、青少年との絆を深める活動、また各種ボランティアを中心に取り組んでいただいている未就学児を含む子育て支援活動などについては、内容を見直しながら推進・強化あるいは支援していく。
加えて、以下の新たな取り組みを提案したい。

- 2年前(2019年度)の時点で一旦活動を停止した「地域協働合校事業」を再スタートさせる方向で検討したい。従来の活動内容を再評価し、必要性を確認して進める。活動の推進母体を明確にしたうえで、まち協全体で協力して推進する。
- 青少年自身による地域貢献活動に繋がる取り組みを考える。
 - ・青少年が自治活動に興味を持つような活動
 - ・まちづくりセンターを利用した小中学生の活動、発表会など
 - ・異世代交流を深めるために、例えば大学のサークルに学区民が参画できるイベント企画を依頼するなど。

6) ふれあい活動の再構築と伝承

ふれあい活動は、学区の全体活動、各町内会(自治会)・班(組)単位の小地域活動を両輪と考えて推進していきたい。

- 学区全体活動「志津南子どもフェスタ」
2022年10月30日に試行開催。試行結果、反省点を十分検討した上で、2023年への本格立ち上げに向けまちづくり協議会全体で協力し推進する。
- 小地域活動に関しては、各町内会(自治会)・各班(組)内の『ご近所力アップ』を共通コンセプトとして、あとはそれぞれの事情に応じてどのような形にするかは『おまかせ』としたい。まち協としては、後押しする取り組みを行っていきたい。

**「まちづくり行動計画」および「事業の見直し」 特別委員会
理事会での中間報告 令和4年11月5日**

(② 各種団体へのヒアリング結果の概要(ポイントのみ、詳細は別途議事録を発行予定)

- 【社会福祉協議会】** 10月11日(火)13:30～
- ふれあいと憩いの場づくりは、ビジョンとしては賛成。だが、ボランティアとしての担い手の確保が課題。ステップを踏んだ取り組みが必要。現状推進中の4拠点(絆、きらり会館、追分南会館、コーナーガーデン)での取り組みへの応援から始めてほしい。
 - 敬老行事は、町内会毎にやっていくのが本来の福祉のあり方。来年度以降の方向性は、今年度内に社協中心に取りまとめて、来年度から動けるようにしたい。
 - 高齢者等の見守りは、安心のバトンを来年度から再開などもふくめ既存の仕組みを充実させていく。

【民生委員児童委員協議会】 10月12日(水)13:30～

- 民児協が抱えている課題の一つは、個人情報の壁である。これが民児協本来の役割である「住民個々人との向き合い」を難しくする場合がある。
- 民児協が、まち協あるいは町内会に期待することの一つが「人材発掘」。
- 民児協はまち協(町内会)の非会員にも向き合っている。まち協からの配慮として非会員へのまち協情報提供などがあれば助かる。

【体育振興委員会】 10月13日(木)19:00～

- 学区全体からいろいろな世代の人に集まつてもらえる「運動会」のようなことをまち協と連携して出来たらいいなという思いがある。子どもフェスタの試行結果なども参考に、まち協と一緒に検討していきたい。

【健康推進員連絡協議会】 10月17日(月)10:00～

- 健推は、健推独自の「料理教室」「健康はつらつウォーキング」などの行事以外に、「食」「健康」をキーワードに、いろんなサークルの活動や防災訓練などにも出かけていってお手伝いをしている。そのあたりの認知度を上げて、地域にもっと貢献していきたい。

【環境美化委員会】 10月26日(水)14:00～

- 学区の環境保全については、個々の町内の事情をよく踏まえたうえで、どう足並みを揃えて、思いを一つにしてやっていけるかが課題。かがやき通りの環境整備をまち協と環境美化委員会が連携して学区全体の取り組みとして定着させる取り組みなどを突破口として機運を盛り上げていってほしい。
- 環境保全をやっていくうえで、「人」が根幹。リーダーシップが不可欠。そのような人材を育てていくことを意識してまち協が動いてくれるとありがたい。
- 事例として、かがやき通りのT字路で草が茂って見通しが悪く事故の危険がある、若草の緑道の歩道が木の根っこのせいで凸凹になっており躊躇する危険があるなど、学区住民が利用する道路という観点から、学区全体の問題である。そのような問題にまち協がもっと強く関与してほしい。市とのつながりのところも、まち協が主導で取り組むことで、もっと回りが良くなるはず。
- 今まで、環境美化ボランティアの会に、人的なことのみならず、機材整備やそのための資金調達まで依存してきたが、学区の環境保全に対する予算配分のことや作業のやり方の工夫も含め、ボランティアの負担を軽減していく必要がある。

以上

志津南学区まちづくり協議会
交通防犯委員会委員長 殿

若草三丁目町内会長（野瀬）

「若草三・四・五丁目通学路における通行車両のスピード規制について
草津市との検討会議の結論」に対する意見表明【要望】

10月8日に開催された掲題会議の結論に対して、下記の理由により反対を表明すると共に、会議のあり方から見直すべきである事を表明します。志津南学区まちづくり協議会として、草津市との議論を行うための体制および会議の進め方を見直して頂きたいと思います。

記

1. 検討会議の結論に対する意見

「若草三・四・五丁目の通学路を通り抜ける車両が増加し、速度制限を守らない車両も多いことへの対策として滋賀銀行南側の町内進入道路について、時間限定で進入禁止（一方通行）にできなかいか」を検討する。」という結論に反対する。

2. 反対の理由

- (1) 実態調査によるデータがなく、感覚的な議論で導き出された机上の空論にすぎない。
- (2) 解決策として適當だとは考えられず、混乱を招きかねない。
- (3) 会議のメンバーが偏っており、「志津南学区まちづくり協議会交通防犯委員会」とは認められない。
- (4) 協議会規則によると、本件は理事会で議論すべき事項であるにも係わらず、なされていない。

3. 理由の詳細説明

- (1) 速度違反の車は小学生の登校時間帯に限ったことでは無く、昼間でも見られる。まず時間帯毎の通行量、車の流れ、およその車速を実測した上で、住民の合意が最も得られるような適切な対策を検討すべきである。
- (2) 滋賀銀行南側の道路を進入禁止（一方通行）にする場合、隣接するZTV・郵便局前の通りは進入禁止にはできない。結局その道を通って3～5丁目の緑道に流れ込む車の数が変わらないと考えられ、この案は根本的な解決にならない。他方、上記会議で棄却された対策案を他市地区で採用している例もあり、幅広い検討が必要である。
- (3) 議事録では志津南学区まち作り協議会と同交通防犯委員会の名称を使っているが、出席者は事務局長と若草3、4、5丁目の交通防犯委員のみである。交通防犯委員会の他の委員、とりわけ委員長の出席も無い中で、志津南学区まちづくり協議会交通防犯委員会の結論と言えるのか。
- (4) 理事会の審議を経ていないことは明らかに当まち協会則5条違反である。「志津南学区まちづくり協議会」の規約に則った結論として認められない。（理事会での報告だけで済ませることは許されないと考える。）

以上